

# 離婚届

※窓口にお越しの際は、**本人確認書類**（運転免許証・マイナンバーカードなど）をお持ちください。

## 《関連する手続き》

西条市役所 〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷164番地  
代表（0897）56-5151

項目	内 容 【 】内は、必要なもの	本庁担当
□ 戸籍	○届出した市区町村と本籍地が異なる場合は、戸籍に反映されるまでに日数がかかります。	
□ 住民登録	○住所や世帯主を変更する場合は、住民異動届が必要です。 ※担当課（平日8:30～17:15）で手続きをしてください。  ★代理の方が届出される場合は、委任状が必要です。 ★離婚による氏や本籍の変更は届出の必要はありません。 ★離婚届を提出した市区町村と住所地が異なる場合は、住民票に反映されるまでに日数がかかります。	
□ 印鑑登録	○氏の変更がない場合は、手続きの必要はありません。  ○氏が変更になり、登録印に変更前の氏が含まれている場合は、抹消されます。新しい印鑑登録が必要な方は申請をしてください。	
□ マイナンバーカード	○氏名・住所等が変更になる場合は、カードをお持ちください。カードに変更後の氏名・住所等を記載します。 <b>【マイナンバーカード・暗証番号】</b>	市民課 市民係
□ 国民健康保険	○住所変更や氏名変更に伴い手続きが必要です。 ★限度額適用認定証等をお持ちの場合も同様です。 ★国保税の再計算が必要になる場合があります。 <b>【国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ等・限度額認定証等】</b>  ○市国保から他の保険に加入する場合は、新しい健康保険の資格確認書または資格情報のお知らせがお手元に届いてから、資格喪失の届出をしてください。 <b>【国民健康保険資格確認書・新しい健康保険の資格確認書または資格情報のお知らせ等】</b>  ★新しい保険資格ができた後に市国保で医療等を受けた場合、市国保が負担した医療費を請求させていただくことがあります。  ○他の保険から市国保に加入する場合は、14日以内に手続きが必要です。 <b>【資格喪失連絡票】</b>	新館1階 ①～⑥番窓口
□ 国民年金	○厚生年金等の被扶養配偶者（第3号）は、国民年金（第1号）被保険者への種別変更手続きが必要です。 <b>【基礎年金番号か個人番号が分かるもの・資格喪失証明書等】</b>  ○国民年金（第1号）被保険者は、手続きの必要はありません。 ★氏名が変更になる場合は、新たに納付書が発行されますが、お持ちの納付書も使えます。年金手帳の氏名変更欄はご自分で記載してください。  ○厚生年金等（第2号）被保険者は、勤務先で手続きをしてください。 ○離婚時の年金分割制度があります。婚姻期間中の厚生年金を分割して年金額を計算することができます。離婚後原則2年以内に手続きが必要なため、お早めに最寄りの年金事務所までご相談下さい。  《新居浜年金事務所》 0897-35-1300 《今治年金事務所》 0898-32-6141	市民課 年金係  新館1階 ⑪⑫番窓口
□ 市立小中学生 (保護者)	○保護者を変更する場合は、担当課へお越しください。	学校教育課 学務指導係 新館4階
□ 上水道	○上水道を利用される所有者及び使用名義人が変更となる場合は、手続きが必要です。	水道業務課 水道料金係 本館2階
□ 下水道	○下水道の使用を廃止（開始）する場合、使用者が変更となる場合、あるいは地下水ご利用の世帯で使用人数に変更がある場合は手続きが必要です。	下水道業務課 下水道業務係 本館2階

※裏面に続きます。

項目	内容【】内は、必要なもの	本庁担当
<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	○氏名や住所等が変更になる場合は手続きが必要です。 <b>【身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・認印】</b>	地域福祉課 障がい給付係 本館1階 ⑦番窓口
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療	○氏名や住所等が変更になる場合、新しい資格確認書は後日郵送されます。ただし、住所変更のみの方は、新しい資格確認書は送付されません。資格確認書裏面の住所欄の旧住所を二重線で消して、新住所を記入してご使用ください。  ★旧氏名の資格確認書は、新しい資格確認書が届いてからお返しください。  ★特定疾病療養受療証をお持ちで、記載内容に変更がある方は、新しい証を後日郵送します。	国保医療課 後期高齢者医療係  新館1階 ⑯番窓口
医療費助成	<input type="checkbox"/> 重度心身障害者	○助成対象者や保護者の氏名、住所が変更になる場合、保護者を変更する場合などは、手続きが必要です。 <b>【受給者証】</b> ○加入している医療保険が変更になる場合も手続きが必要です。助成対象者の医療保険情報が分かれるものがお手元に届いてから手続きをしてください。 <b>【新しい健康保険の資格確認書または資格情報のお知らせ等・助成対象者と保護者(被保険者)のマイナンバーが分かるもの・受給者証・認印】</b>
	<input type="checkbox"/> こども (18歳年度末までの子)	○20歳未満の子を扶養しているひとり親とその子など、一定の要件に該当する場合に保険診療による医療費の一部負担金を全額助成します。  ○世帯状況によって必要書類が異なりますので、事前にご相談ください。
	<input type="checkbox"/> ひとり親世帯等	
<input type="checkbox"/> 児童手当 (公務員を除く)	○受給者が変更になる場合やその他の変更手続きが必要な場合がありますので、ご相談ください。(原則、手続きされた翌月分からの支給となります) <b>【請求者名義の口座が分かるもの・請求者の健康保険の資格確認書または資格情報のお知らせ等・請求者のマイナンバーが分かるもの】</b> ○離婚を前提で別居中の方はご相談ください。	こども未来課 子育て支援係  新館2階
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当	○父母の離婚により18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童(一定の障害のある場合は20歳未満)を引き取り養育しているひとり親家庭で、一定の要件に該当する場合に支給されます。 <b>【請求者と児童の戸籍謄本・請求者名義の口座が分かるものなど】</b> ★状況によって必要書類が異なりますので、事前にご相談下さい。	
<input type="checkbox"/> 保育施設等入所児童 (保育所・幼稚園・認定こども園等)	○手続きが必要です。 <b>【戸籍謄本(離婚日がわかるもの)・ひとり親世帯等医療費受給者証・児童扶養手当証書のいずれか(コピー可)】</b>	保育・幼稚園課 認定給付係 新館2階
<input type="checkbox"/> 介護保険	○氏名や住所等が変更になる場合は、手続きが必要です。 ★世帯の課税状況等の変化により負担限度額の段階が変更になる場合、改めて審査を行うため再度申請を行っていただく必要があります。	介護保険課 介護認定給付係 本館1階 ③④番窓口
<input type="checkbox"/> 各種市税	○口座名義人の氏名が変更になる場合は、口座振替変更の手続きが必要です。 ○口座振替を廃止する場合は、手続きが必要です。	徴収課 徴収総務係 本館2階 ④番窓口
<input type="checkbox"/> 市県民税	○確定申告(市県民税申告)時に、寡婦・ひとり親控除の申請ができる場合があります。	課税課 市民税係 本館2階 ⑧番窓口

◇離婚届後、お子さんを離婚後の母（父）の戸籍に入れるためには・・・◇

**①家庭裁判所への子の氏変更許可申立**

- ★申立人は、入籍する子  
(入籍する子が15歳未満のときは法定代理人)
  - ★持参する書類
    - ・子と父母の戸籍謄本
    - ・手数料(1名につき800円の収入印紙)
    - ・連絡用の郵便切手110円・認印など
- ※詳しくは、松山家庭裁判所 西条支部家事係  
(電話:0897-56-0650)

**②西条市役所への入籍届**

- ★届出人は、入籍する子  
(入籍する子が15歳未満のときは法定代理人)
- ★持参する書類
  - ・入籍届
  - ・子の氏の変更許可審判書の謄本